

償却資産申告書（固定資産税）・給与支払報告書の提出について

償却資産申告書（固定資産税）及び個人の市民税・県民税に係る給与支払報告書の提出については、次のとおりですのでよろしくお願いいたします。

<償却資産申告書の提出先>

(千種区、東区、北区、中区、守山区、名東区に償却資産をお持ちの方)	
栄市税事務所固定資産税課償却資産係	TEL (052)959-3309
〒461-8626 名古屋市東区東桜一丁目13番3号 (NHK名古屋放送センタービル8階)	
(西区、中村区、中川区、港区に償却資産をお持ちの方)	
ささしま市税事務所固定資産税課償却資産係	TEL (052)588-8009
〒450-8626 名古屋市中村区名駅南一丁目27番2号 (日本生命笹島ビル8階)	
(昭和区、瑞穂区、熱田区、南区、緑区、天白区に償却資産をお持ちの方)	
金山市税事務所固定資産税課償却資産係	TEL (052)324-9809
〒460-8626 名古屋市中区正木三丁目5番33号 (名鉄正木第一ビル)	

<個人の市民税・県民税に係る給与支払報告書の提出先>

名古屋市個人市民税特別徴収センター	TEL (052)957-6930
〒460-8201 名古屋市中区丸の内三丁目10番4号 (丸の内会館)	

<提出期限について>

令和3年2月1日(月)です(なるべく1月20日(水)までにご提出ください)。

また、窓口が混雑することが予想されますので、電子申告や郵送による書類の提出にご協力をお願いします。

<電子申告について>

地方税ポータルシステム「エルタックス」により、インターネットを利用して、償却資産申告書及び給与支払報告書の提出をはじめとする、法人市民税、事業所税、個人市民税・県民税(特別徴収)及び固定資産税(償却資産)に関する電子申告をすることができます。

<電子納税について>

地方税共通納税システムを利用して「法人市民税」「事業所税」「個人市民税・県民税(特別徴収)」の電子納税を行うことができます(固定資産税(償却資産)は対象外です)。

<給与支払報告書について>

令和元年に税務署へ提出すべき源泉徴収票の枚数が100枚以上の場合、令和3年度の給与支払報告書について、エルタックスまたは光ディスクにより提出する義務があります。

エルタックスの場合、給与支払報告書と税務署へ提出する源泉徴収票を一括して作成・提出することができます。また、名古屋市では、「特別徴収税額の決定通知書(特別徴収義務者用)」の電子署名付き電子データによる送付を実施しています。エルタックスにより提出する際に、①電子署名付き電子データのみ、②書面のみ、③書面及び電子署名なし電子データのいずれか希望する受取方法を選択してくだ

さい。

なお、納税義務者用の通知書及び変更通知書については書面で送付します。

※電子署名付き電子データのみを選択した場合、書面による通知は送付しません。

また、書面のみを選択した場合、電子データは送付しません。

※令和3年1月1日以後に提出する給与支払報告書のエルタックスまたは光ディスクによる提出義務基準について、基準年（前々年）に税務署へ提出すべき源泉徴収票の枚数が1,000枚以上から100枚以上に引き下げられました。

（注）各市区町村の電子申告・電子納税等のサービス提供状況は、エルタックスホームページ (<https://www.eltax.lta.go.jp/>) でご確認ください。

＜マイナンバー（個人番号）の取扱いについて＞

マイナンバー（個人番号）を記載した償却資産申告書及び給与支払報告書（総括表）を提出していただく場合は、法律に基づいた本人確認（身元確認及び番号確認）を行わせていただきます。マイナンバーを記載した申告書を窓口で提出される場合は、下記の身元確認書類及び番号確認書類を提示してください。

提出者	本人	代理人	税理士
身元確認書類	マイナンバーカード（個人番号カード）、運転免許証、運転経歴証明書、身体障害者手帳、パスポート、在留カード、特別永住者証明書、健康保険証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書 の中から1点 または 敬老手帳、社員証、学生証等 の中から2点	マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、身体障害者手帳、パスポート、在留カード、特別永住者証明書 の中から1点（代理人のもの） または 健康保険証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、敬老手帳、社員証、学生証等 の中から2点（代理人のもの） + 委任状、法定代理人であることを証する書類	税務代理権限証書 + 税理士証票（税理士事務所の職員の場合は、税理士証票の写し）
番号確認書類 （本人のもの）	マイナンバーカード、通知カード（氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致しているものに限る）、マイナンバーが記載された住民票の写し の中から1点（本人以外の方が提出する場合は写し）		

郵送提出の場合は、上記の身元確認書類及び番号確認書類の写しを同封してください。

※法人に係る償却資産申告書を窓口で提出される場合は、来庁された方の身分証を確認させていただきます。

＜新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少した中小事業者等に対する固定資産税・都市計画税の課税標準の特例について＞

新型コロナウイルス感染症の影響で、令和2年2月から10月までの任意の連続する3か月間の事業収入が前年の同期間と比べて30%以上減少している中小事業者等は、事業収入の減少割合に応じて、**令和3年度分に限り**、事業用家屋及び償却資産の固定資産税・都市計画税の課税標準額がゼロ又は2分の1に軽減されます。認定経営革新等支援機関等による確認を受けた書類を添付して**令和3年2月1日（月）まで**に、資産が所在する区を担当する市税事務所固定資産税課に提出してください。

【特例割合】

※小数点以下は切り捨て

令和2年2月から10月までの任意の連続する3か月間の事業収入の前年比(※)	特例割合
50%以下（前年比で50%以上の収入減少）	ゼロ
51%以上70%以下（前年比で30%以上50%未満の収入減少）	2分の1

詳しくは、**名古屋市公式ウェブサイト**〈<https://www.city.nagoya.jp/>〉の該当の記事（ページ右上のサイト内検索で「**コロナ 固定資産**」と入力し、検索）をご覧ください。

＜中小事業者等が新規取得した先端設備等に係る課税標準の特例の拡充について＞

従来の特例対象設備（機械装置、工具、器具備品、建物附属設備）に加えて、**構築物及び事業用家屋**が新たに対象となります。

また、地方税法の改正を前提として、令和3年3月31日までとなっている取得期間が2年間延長される見込みです。

先端設備等導入計画について名古屋市の認定を受けた中小事業者等は、当該計画に基づき新たに取得した一定の設備等に係る固定資産税の課税標準額が、3年間ゼロに軽減されます。資産を取得した翌年の1月1日から1月31日（土・日・祝日の場合は翌開庁日）までに、必要書類を添付して、資産が所在する区を担当する市税事務所固定資産税課に提出してください。

詳しくは、**名古屋市公式ウェブサイト**〈<https://www.city.nagoya.jp/>〉の該当の記事（ページ右上のサイト内検索で「**先端設備等導入計画**」と入力し、検索）をご覧ください。

○先端設備等導入計画の認定・申請に関する問い合わせ

経済局産業労働部中小企業振興課経営支援係 TEL (052) 735-2100

○固定資産税の特例に関するお問い合わせ

- ・償却資産に関すること

上記の「償却資産申告書の提出先」をご覧ください。

- ・家屋に関すること

各市税事務所固定資産税課家屋係にお問い合わせください。

栄市税事務所固定資産税課家屋係 TEL (052) 959-3308

ささしま市税事務所固定資産税課家屋係 TEL (052) 588-8008

金山市税事務所固定資産税課家屋係 TEL (052) 324-9808